

年末調整の提出書類に関するお願い

年末調整の提出書類で誤りが多い部分について取りまとめました。申告書類を記入する前に確認してください。

1. 生命保険料控除証明書

保険会社等の名称	保険等の種類	保険額又は年払額	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 あなたの氏名 あなたの続柄	あなたが本年中に支払った保険料等の金額 (分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
生命保険	一般の生命保険	25,000円			円	
合計					円	
年金の支払開始年月日					合計	円

の一般保険料と の個人年金保険料の2種類があります。いずれの保険料に該当するかは、証明書に記載されていますので、ご確認ください。

控除対象となる額は今年中に払い込む額です。12月分まで払い込む場合は、その分も含めた額を記入する必要があります。のように見込み額が記載されている場合もありますので、確認の上、「平成23年分 保険料控除申告書」に転記してください。

12月分まで払い込む場合は、この欄の金額を転記してください。

2. 地震保険料控除証明書

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった 家屋等に居住又は家財を所有している者等の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に該当する金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
地震保険	地震・旧長期損害保険				円	
合計					円	
合計(控除額)					円	

控除対象となる額は今年中に払い込む額です。12月分まで払い込む場合は、その分も含めた額を記入する必要があります。のように見込み額が記載されている場合もありますので、確認の上、「平成23年分 保険料控除申告書」に転記してください。

12月分まで払い込む場合は、この欄の金額を転記してください。

3. 国民年金保険料控除証明書

証明書は の部分ですので、この部分を提出してください。(様式が異なる場合も「証明書」と書いてある部分を提出してください。)

控除対象となる額は今年払う予定の額です。12月分まで払い込む場合は の金額を「平成23年分 保険料控除申告書」に転記してください。

証明書の添付が必要なものは、国民年金保険料についてとなっています。国民健康保険料に関する証明書については添付義務がありません。

国民年金保険料控除証明書を必ず提出してください!

4. 源泉徴収票

の表題が「平成23年分」になっているかを確認してください。

の欄に平成23年の日付(退職日)が入っているものしか利用できません。

平成23年中に働いていた会社のものを全て提出してください(手元のない方は働いていた会社に問い合わせをして取り寄せてください)。

転記する欄はありませんので、申告書類に添付の上、提出してください。

ここで取り上げた証明書等は、あくまでもサンプルです。様式が異なるものでも有効ですので、お手元の証明書等が平成23年分のものであることを確認の上、申告してください。